

中小企業等経営強化法による「先端設備等導入計画の認定」及び「固定資産税の特例」

中小企業等経営強化法に基づき、一定の要件を満たす設備（償却資産）に係る「先端設備等導入計画」を市が認定します。また、地方税法に基づき、一定の要件を満たして「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、税務申告時に所要の手続きを行えば、当該固定資産税の課税標準が3年間 $1/2$ （1.5%以上の賃上げ方針を記載した場合）、3%以上の賃上げ方針を記載した場合は5年間 $1/4$ に軽減されます。

※令和7年度税制改正において、令和5年度から令和6年度までの税制は廃止され、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、令和8年度までの2年間、新たな固定資産税の軽減措置が設立されました。これに伴い、申請書等が変更されましたので、新しい様式で申請してください。

【設備の取得期間：令和7年(2025年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日まで】

認定申請時に必要となる書類や制度の詳細は、茅野市ホームページをご覧ください

1 先端設備等導入計画について

- 「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法において措置されたもので、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- 中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

【認定を受けられる「中小企業者」の定義】

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

【先端設備等導入計画の主な要件】

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性（算定式）	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること（※労働投入量：労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間） $\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備（減価償却資産） 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備
計画内容	・国の「導入促進指針」及び市の「導入促進基本計画」（太陽光発電設備は、発電電力を自家消費するもの、全量売電の場合は屋上設置するものに限る等）に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関、会計事務所等）において事前確認を行った計画であること

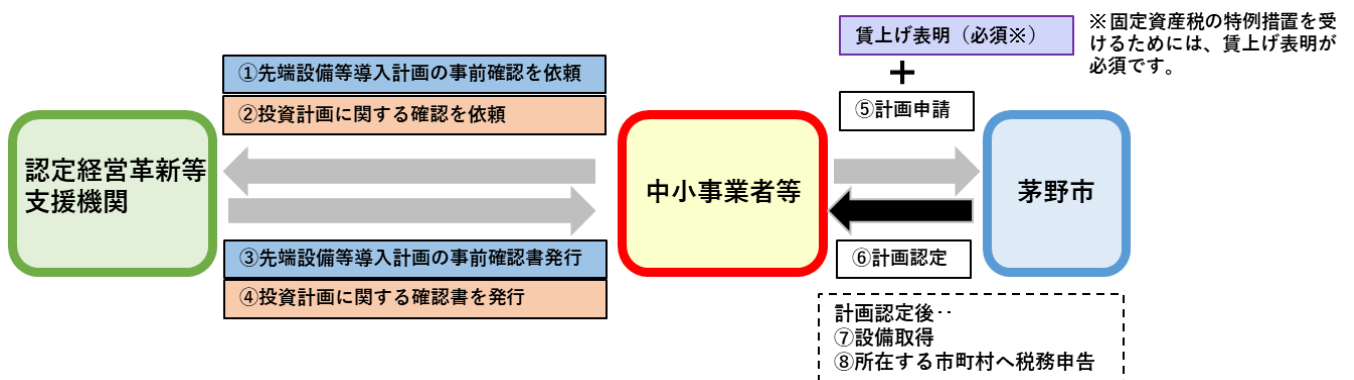
2 固定資産税の特例について

※令和7年4月1日以降取得設備より新たな税制特例措置となります。

地方税法に基づき、以下の要件を満たして「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、固定資産税（償却資産）の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く） ※大企業：資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。 ※大企業の子会社：発行済み株式又は出資の総数又は総額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人、発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上が大企業の所有に属している法人をいいます。
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 - 機械装置（160万円以上） - 測定工具及び検査工具（30万円以上） - 器具備品（30万円以上） - 建物附属設備（60万円以上）
特例措置	固定資産税 - 賃上げ方針に関する記載なし：固定資産税の特例措置なし 1.5%※以上の賃上げ方針に関する記載あり：3年間、課税標準額を1/2に軽減 3%※以上の賃上げ方針に関する記載あり：5年間、課税標準額を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が1.5%以上または3%以上増加することを従業員に表明するもの。 ※新規申請時に賃上げ表明をしていれば、変更申請時にも賃上げ表明を行うことが可能です。
その他要件	- 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること／中古資産でないこと - 茅野市の「導入促進基本計画」に適合すること - リースの場合、ファイナンスリース取引は対象ですが、オペレーティングリースは対象外です。

3 先端設備等導入計画の認定／固定資産税の特例のフロー図



- 先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。リースの場合は、認定後にリースを開始（リース契約に基づく先端設備等を取得）することが【必須】（リース契約締結は認定前でも可）です。
- リース取引の場合、⑤に際し、リース見積書、固定資産税軽減計算書の写しが必要になります。
- 固定資産税の特例を受けるためには、税務申告時に、「計画申請書の写し、計画認定書の写し、投資計画に関する確認書の写し」（リースの場合は、これらに加え「リース見積書、固定資産税軽減計算書の各写し」）の提出（提出先：市税務課資産税係）が必要となりますので、ご注意ください。

【先端設備等導入計画認定の担当部署】

茅野市 産業経済部 商工課 工業・産業振興係
Tel：72-2101(内線 433) Fax：72-4255
Email：shoko@city.chino.lg.jp

【固定資産税の特例の担当部署】

茅野市 総務部 税務課 資産税係
Tel：72-2101(内線 176) Fax:82-0236
Email：zeimu@city.chino.lg.jp

